

監事監査規則 新旧対照表

現 行	改 正	備 考
<p>(監査報告)</p> <p>第17条 監事は、日常の監査を踏まえ、前条の監査を経て、法令の規定に従い、監査報告を作成する。監事間に異なる意見がある場合には、それぞれの意見を記載する。</p> <p>2 前項の監査報告には、作成年月日を付し、署名押印をするものとする。</p> <p>3 監事は前項の監査報告を、<u> </u>理事に提出する。</p>	<p>(監査報告)</p> <p>第17条 監事は、日常の監査を踏まえ、前条の監査を経て、法令の規定に従い、監査報告を作成する。監事間に異なる意見がある場合には、それぞれの意見を記載する。</p> <p>2 前項の監査報告には、作成年月日を付し、署名押印<u>又は電子署名</u>をするものとする。</p> <p>3 監事は、<u> </u>前項の監査報告を理事に提出する。</p> <p><u>[改正]</u> <u>2021年2月23日改正</u></p>	<p>監査報告書への署名方法として電子署名を追加する。</p>